

インボイス制度導入により事業環境変化の影響を受ける中小・小規模事業者の皆様へ

インボイス制度 対策セミナー

令和5年10月から始まるインボイス制度。制度開始後、免税事業者のままでは取引ができなくなってしまう可能性もあります。そこで「どんな制度なの?」「どのような準備をすればいいの?」という中小・小規模事業者(会員・非会員問わず)の皆様に向けて専門家がわかりやすく解説します。また、インボイス登録申請を検討している方に向けて登録申請書の書き方も説明します。



塩野貴之税理士事務所 代表
STコンサルティング合同会社 代表

塩野 貴之 氏

上智大学卒業後、旭硝子(現・AGC)株式会社と中堅商社の経理部門において決算早期化・子会社管理・上場準備・原価計算・管理部門の仕組み作り・M&A業務等の各種業務に従事。独立後は20年以上の上場企業勤務の経験を活かし、業務改善を通じて顧問先の業績向上をサポートするなど、中小企業のお金を守り社長を支える「社外参謀」として活動中。難しい専門用語をできるだけ使わず、相手の立場に立った分かりやすい説明には定評があり、現在の顧問先は個人事業主から上場企業まで多岐にわたっている。

 令和5年8月7日(月) 13:30~15:30

 鈴鹿商工会議所 4F大ホール
(鈴鹿市飯野寺家町816)

 参加費「無料」  定員50名

- 第一部 13:30~15:00
税理士によるインボイス制度の説明
- 第二部 15:00~15:30
鈴鹿税務署によるインボイス登録申請書の記入方法の説明

中小企業相談所 行
FAX (059) 383-7667

【セミナー申込書】

フリガナ 受講者名	連絡先TEL ()			
	e-mail			
事業所名	従業員数	専従者(役員) 正規従業員	名 名	パート・アルバイト 人
代表者名				
事業所TEL	()	業種		
所在地				

※ご記入いただいた情報は、鈴鹿商工会議所からの連絡・情報提供に利用するほか、参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。講演中に撮影します写真については、広報誌などの会議所広報にて利用することがあります。

主催：鈴鹿商工会議所 中小企業相談所 共催：鈴鹿青色申告会
TEL：059-382-3222 FAX：059-383-7667